

スポーツジムなどの 契約トラブルに注意



【相談事例】

インターネットで「30日通い放題1500円」というスポーツジムのキャンペーン広告を見て、ホームページ上の規約をよく読まずに入会手続きをして、クレジットカード決済で申し込んだ。何回か利用して自分には合わなかったので、スポーツジムの受付で解約を伝えたと、3カ月間の在籍が条件なので、解約するには月会費2カ月分の2万円を支払うよう言われた。契約時に条件を確認してチェックするようになっており「手続き後にメールで送った契約書にも条件が記載されている」と言われたが、よく読んでいなかった。支払いたくない。

【アドバイス】

スポーツジムやフィットネスクラブ、ヨガ教室などにホームページから入会を申し込んだ場合、通信販売に該当し、解約条件はホームページに記載された特約に従うことになります。クーリング・オフ制度の適用もありません。

割引や特典が付くキャンペーンの契約では、一定期間契約を継続することが条件となっていたり、期間内に解約手続きをしないと自動更新される場合もあります。

相談事例のように、消費者が契約内容や解約手続きを十分理解しないまま契約してしまうケースが見られます。申し込む際には、契約内容や解約手続きについて十分に確認しましょう。



契約内容や解約手続きを十分理解しないまま
契約しないワン!